

2020年度 被扶養者資格確認を実施します

保険給付の適正化を図るため、現在加入されている被扶養者(家族)の資格確認をさせていただきます。お手数ですが、確認対象となった方はご協力をお願いいたします。資格確認調査は、2021年3月初旬に実施します。

(健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導により、毎年実施しています)

【確認対象者】

- 任意で抽出した18歳以上の被扶養者が対象です。
- 確認対象となった方には別途、「確認回答書」をお送りします。
お手元に届きましたら、内容をご確認の上、必要書類を添えて同封の返信用封筒でご提出ください。

【確認事項】

- 対象となる被扶養者(家族)が被扶養者であるための基準(*)を満たしているかどうか。
* 年間収入、仕送り額など
- 詳細については別途お送りする「確認回答書」をご覧ください。

【提出書類】

- 確認回答書に同封されている案内を参考に必要な書類を揃えてください

【提出期限】

- 2021年4月9日(金)

【提出先】

- 確認回答書に同封されている返信用封筒を使用し、社内メール便で健康保険組合に送付してください

【注意事項】

- 提出期限までに提出がない場合は、被扶養者としての資格は無効となる場合があります。無効となった後に保険証を使用して医療機関等を受診された場合の医療費は全額自己負担になります。(後日、保険給付相当額(7割)を健康保険組合にお支払頂きます。)

今回の資格確認調査にかかわらず、現在被扶養者に認定されている方が、就職や収入増加などに該当する場合は、健康保険被扶養者異動届(削除用)とその方の保険証カードを、事業所の健保担当部署にご提出ください。

【お問い合わせ】

- トヨタ車体健康保険組合 第2グループ 担当：本間・水田
外線：(0566)36-3927 内線：81-2755
(平日：8:30~12:00、13:00~17:30)